

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年7月から同年9月まで
② 昭和58年1月から59年3月まで

申立期間については、国民年金保険料の納付記録を受け取るまでは、未納期間があるとは思っていなかったが、前後の納付状況からみて申立期間だけが未納ということはない。

特に申立期間②については、役場の非常勤職員として勤務しており、共済組合の被保険者期間ではなかったため、国民年金保険料を納付していたことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入期間について、昭和46年4月の国民年金への加入以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、56年3月の婚姻後も国民年金に任意加入し、保険料を納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、3か月と短期間であるとともに、当該期間前後の期間については、納付済みとなっている上、当該期間前後において、申立人の住所及び生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②については、社会保険庁及び町の国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和58年1月に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できることから、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、当該期間のうち、昭和58年1月から同年7月までの期間については、共済組合の被保険者期間であったことが確認されている上、同年8月から59年3月までの期間については、町の勤務証明書により、申立人は、役場に勤務していなかったことが確認でき、役場の非常勤職員として勤務していたとする申立内容とは相違している。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から51年3月まで

昭和54年又は55年ごろ、国民年金保険料の未納通知が届いたため、当時、取引のあった農協職員に預金通帳を預け、申立期間の国民年金保険料額である約20万円を引き出して社会保険事務所に納付するよう依頼した。

また、納付当日、当該農協職員から、納付した旨の報告を受け、通帳から引き出した約20万円の記録を確認したことを覚えている。

未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、昭和43年に国民年金への加入手続以降、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無い上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も未納期間を生じさせることなく適切に行っており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が、国民年金保険料を納付したとする時期は、特例納付が実施されていた上、納付したとする金額についても、必要とされる国民年金保険料額とおおむね一致しており、申立てに不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 62 年 3 月ごろ、銀行と郵便局の預金から 7 万円又は 8 万円を引き出して私の妻が納付した。

また、市役所の窓口で納付後、妻から報告を受け、私の母親にも報告したことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無い上、厚生年金保険から国民年金への複数回の切替手続も未納期間を生じさせることなく適切に行っており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が納付したとする金額と申立期間の必要とされる国民年金保険料額がほぼ一致しており、申立てに不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの期間、43 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①及び②については、私の母親が集金人に国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間③については、私が市役所の窓口で国民年金保険料を持参して納付した。申立期間直後の 4 月分の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、申立期間だけ未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ 3 か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録により、申立期間の前後は、納付済みとなっていることが確認できる上、申立期間①及び②については、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、申立期間③については、当時、申立人の夫の仕事及び住所等の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間以外の期間において、昭和 56 年 1 月及び平成 20 年 1 月に申立人の納付記録が未納から納付済みに訂正されており、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月31日から44年3月21日まで
A社に勤めていたが、母親の看病のために同社を退職後に帰郷し、退職から10日後の昭和44年3月31日から市役所において、国民年金に加入しており、同社の事務担当者からの手紙で「脱退手当金をもらったら損だ。」との忠告を受けたことから、同社に係る脱退手当金は受給しなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、社会保険庁の記録により、申立期間から10日後の昭和44年3月31日から平成6年8月19日(満60歳)までの期間において厚生年金保険と国民年金との切り替えを適切に行い、国民年金の任意加入期間においても一部の期間の前納を行うなど、国民年金保険料の未納期間は無く、年金の納付に対する意識は高かったものとみられる上、A社に係る脱退手当金受給時においては、既に国民年金保険料の納付を開始していることが確認でき、当該事業所を退職後、直ちに国民年金に加入しながら、年金受給の可能性を捨てて、脱退手当金を受給する意思を有していたとは考え難い。

また、退職後、直ちに国民年金へ加入しているなど、当該事業所の事務員から送付された手紙により、「脱退手当金をもらったら損だ。」との忠告を受け、脱退手当金を受給していないとする申立人の主張は信ぴょう性があり、不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（申立期間においては、B社に名称変更）における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、38年11月及び同年12月については1万4,000円、39年1月及び同年2月については1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月29日から39年3月1日まで
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、私が保管している給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、加入記録が無い旨の回答があった。

昭和38年3月下旬に集団就職で正社員として入社したA社については、同年11月ごろに事業所の名称が同社からB社に変更されたが、事業所の所在地及び事業主が変わった覚えはない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給料支払明細書により、申立人が申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書における厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和38年11月及び同年12月については1万4,000円、39年1月及び同年2月については1万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録により、A社については、昭和38年11月29日に適用事業所でなくなった旨の届出が行われており、申立期間におい

ては適用事業所でないことが確認できる上、同社から社名変更したとするB社についても適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社と、同社が名称変更したとするB社は、代表取締役、役員が同じであり、業務内容にも変更がなく、200名を超える従業員が継続して勤務していたとの証言があることから、申立期間当時、B社は、厚生年金保険法の適用事業所に該当していたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に厚生年金保険の適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 10 日から 41 年 3 月 20 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B支店に係る申立期間について厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答をもらった。同社B支店で一緒に勤務していた同僚については加入の記録がある。同じ勤務時間で働いていたので厚生年金保険をかけていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がA社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、複数名の元同僚から聴取した結果、当該事業所の社員に対する厚生年金保険の適用については、関係書類が揃い次第、おおむね2か月以内にすべての社員について同保険に加入させることとし、同手続は、本社において全国を一括して行っていた旨の回答を得ているものの、入社から数か月間は見習い期間があり、当該期間においては厚生年金保険には加入させていなかったとも証言している。元同僚に対して当該事業所における勤務期間と厚生年金保険の加入記録を照会したところ、勤務期間どおりの加入記録であるとする者のほか、入社からおおむね1年間の欠落期間がある者が2名、入社からおおむね1年4か月間の欠落期間がある者が2名みられることから、当該事業所においては、社員により厚生年金保険への加入手続の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、当該事業所は既に全喪しており、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所の保管するA社及び同社C工場に係る健康保険

厚生年金保険被保険者原票により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 15 日から同年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に A 社における厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、記録が無い旨の回答があった。

私は、当該事業所に昭和 63 年 3 月から勤務していたのに、厚生年金保険の記録は同年 6 月 1 日からとなっているのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時の事業主から聴取した結果、当該事業所には約 6,000 名の従業員がいたが、各販売所の社長と専務クラスしか社会保険には加入しておらず、加入していたのは 500 名程度であり、地方から上京してきた新入社員が社会保険に加入していたとは思えないが、厚生年金保険の加入記録があることから判断すると、申立人は例外として 3 か月間働いた後に、幹部候補生となったことから同保険に加入したものの、1 か月後に退職したと思われる旨の回答を得ている。

また、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の元同僚 1 名から聴取したが、申立人に関する情報は得られなかった。

さらに、申立てに係る事業所の事務を引き継ぐ B 社の保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和 63 年 6 月 1 日、資格喪失日は同年 7 月 21 日であることが確認できる上、社会保険庁の当該事業所に係る記録においても、同様の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。